

【北海道エリア】

料 金 表

I. 適用

この北海道エリア料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域（離島地域を除く）に適用いたします。

北海道

II. 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

契 約 種 別	
従 量 電 灯	エメラルドプラン
	サファイアプラン
	ルビープラン
	ダイヤモンドプラン
動 力	動力プレミアムプラン

III. 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料の合計といたします。また、別表「2（燃料費調整）」によって算定された燃料費調整単価を電力量に乗じて燃料費調整額とします。

IV. 各契約種別の条件と料金単価

1. エメラルドプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の

契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数50または60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	330円77銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円25銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29円35銭

280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32 円 96 銭
----------------------------	-----------

2. サファイアプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（イ）に該当し、かつ、（ロ）の最大需要容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペアにつき	341 円 00 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 54 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 50 銭

3. ルビープラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。
- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容

量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 77 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 25 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 35 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32 円 96 銭

4. ダイヤモンドプラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相

3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。
- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 54 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 50 銭

5. 動力プレミアムプラン

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1

キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数50または60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1184円04銭
---------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の検針期間にご使用された電力量によって算定することとし、夏季（7月から9月）に使用された電力量には夏季料金を、その他季（10月から6月）に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量

といたします。また、計量器の 付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1段階料金 契約電力の120倍までの1キロワット時につき	17 円 67 銭	17 円 67 銭
2段階料金 契約容量の120倍を超える1キロワット時につき	22 円 97 銭	22 円 97 銭

(5) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表7（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(3)（ロ）により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90 パーセント、取り付けでないものについては80 パーセント、電熱器については100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85 パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

実施期日

この料金表は、2021 年 2 月 12 日から適用し実施いたします。